

第2期 旭川市学校教育基本計画 (素案)

令和元年度 ～ 令和9年度
(2019年度 ～ 2027年度)

ふるさと旭川から未来へ

平成31年(2019年)3月
令和6年〇月改定
旭川市教育委員会

計画策定及び改定について

i 計画策定及び改定の趣旨

旭川市教育委員会では、中・長期的な視点に立って学校教育行政を計画的・総合的に推進するため、平成21年9月に旭川市学校教育推進基本方針を策定し、その基本理念である「夢や目標に向かい 力強く未来を拓く 旭川の子どもの育成」の実現に向け、平成22年8月に第1期旭川市学校教育基本計画（以下、「第1期計画」という。）を策定し、具体的な教育施策を位置付け計画を推進してきました。

第2期旭川市学校教育基本計画（以下「第2期計画」という。）は、「第1期計画」の取組の総括や平成29年に告示された学習指導要領、第3期教育振興基本計画を踏まえ、平成31年度から令和9年度までの9年間における学校教育の計画的な推進に向けての基本的な方向性と、それを実現するための具体的な施策等を体系的に示すものです。

今回、「第2期計画」の策定から5年が経過し、国の第4期教育振興基本計画や北海道教育推進計画の策定、社会情勢の変化、新たな教育ニーズ等を受けて改定することとしました。

なお、参酌すべき国や北海道の計画においては、基本的な施策の方向性は引き継がれていることから、第2期計画の見直しに当たっては、基本的な体系は維持しつつも、社会情勢の変化や新たな教育的ニーズ等を踏まえて改定します。

ii 計画の位置付け

「第2期計画」は、教育基本法第17条第2項に基づき策定するもので、平成28年度を始期とする第8次旭川市総合計画（以下「総合計画」という。）を上位計画とし、本市が目指す都市像「世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」の実現に向け、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する「旭川市教育大綱」や各種関連計画との整合性や調和を図り、学校教育が果たす役割や具体的方策を整理するものです。

iii 計画の期間

「総合計画」が、平成28年度から令和9年度までの12年間の計画期間としていることや、本市の社会教育行政の計画的な振興を定めた「旭川市社会教育基本計画」が「総合計画」に終期を合わせていることから、従来どおり令和9年度を終期とする9年間の計画期間とします。

引き続き、基本施策の取組に関連する事務事業については、財政状況や事業成果などを踏まえて、毎年度見直します。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第8次旭川市総合計画	平成28年度から令和9年度まで（12年間）								
第2期旭川市学校教育基本計画					見直し				
旭川市社会教育基本計画	平成28年度から令和9年度まで（12年間）								

【見直しの背景】

- ・第2期旭川市学校教育基本計画の策定から5年経過
- ・国や道の計画の改訂、社会情勢の変化、新たな教育ニーズ等
- ・国や道の計画は、基本的な施策の方向性は引き継がれている

【見直しの方向性】

- ・基本的な体系は維持しつつも、社会情勢の変化や新たな教育的ニーズ等に対応するよう改定

iv 教育を取り巻く現状

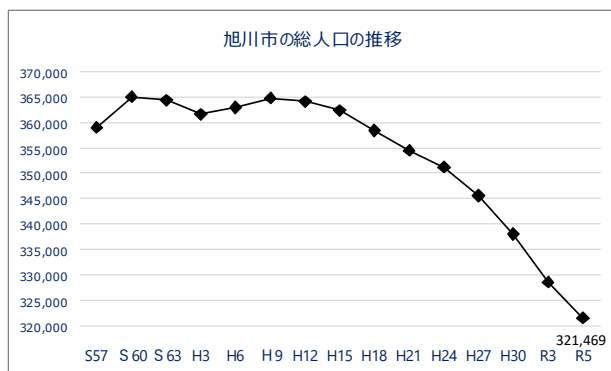
現代は、将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA」の時代とされています。新型コロナウイルス感染症の拡大と国際情勢の不安定化は、時代の象徴ともいべき事態であり、教育の課題が浮き彫りとなるとともに、学びの変容が求められています。また、人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展等の社会課題が存在する中、Society 5.0を見据え、これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます重要となっています。

(i) 社会状況の変化

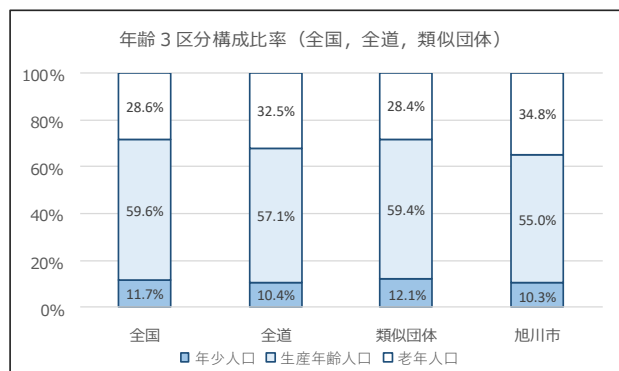
ア 人口減少と少子高齢化の進展

日本の人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少傾向となっていますが、本市の人口も昭和58年に36万人を超え、以後平成17年まで36万人台を維持していましたが、近年は減少傾向が続いています。

特に全人口に占める年少人口の割合は北海道の平均とほぼ同じですが、全国平均や本市と同規模程度の人口30万人から40万人の中核市（以下「類似団体」という。）の平均よりも低い一方、老年人口の比率は他の自治体等よりも高く、少子高齢化が進行している状況となっています。



出展：住民基本台帳（昭和63年から平成24年は9月末現在、昭和60年以前及び平成27年以降は10月1日現在の人口）



出展：総務省令和5年1月1日住民基本台帳年齢階層別人口（市区町村別）

イ グローバル化と高度情報化の進展

情報通信や交通分野での技術革新などにより、グローバル化の流れが加速しています。本市においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、一時期は外国人の旅行者や渡航者が減少したものの現在では回復傾向にあるほか、居住する外国人の数は平成25年から令和5年までの10年間で約1.8倍になるなど、外国人と接する機会が増えています。

また、AIやビッグデータ、IoTロボティクス等を始めとする技術革新が高度化して産業や社会生活に取り入れられるとともに、デジタル化が進むことで、生活様式が変化してきました。コミュニケーションの手段としてICTの活用も加速度的に普及しています。

ウ 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

令和2年に新型コロナウイルス感染症が拡大し、学校では3年間にわたり感染拡大の状況に応じて臨時休業が講じられ、教育活動に大きな影響が生じる状況となりました。本市では、家庭と連携し自宅で取り組む学習課題の提供や学習動画の配信、1人1台端末を活用したオンライン学習の実施、心身の健康状態や家庭での学習状況を把握するための登校日の実施などを行うことで児童生徒の学びの保障と心身のケアに努めてきました。

令和5年5月から、法律上の位置付けは5類感染症となりましたが、感染状況に応じた対応が必要とされています。

工 いじめ問題への対応

いじめ防止対策推進法が施行されて10年が経過し、この間、いじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解の広がりや、アンケートや教育相談の充実などにより、全国におけるいじめの認知件数は小学校で約4.6倍、中学校で2.0倍と大きく増加しています。

一方で、本市においては、いじめを受けていた当時中学2年生の女子生徒が令和3年3月に市内公園において遺体で発見されるという痛ましい出来事が起こりました。この件に関する第三者委員会の調査報告書においては、教育委員会及び学校における法に基づくいじめの積極的認知や組織的対応が十分でなかったとの指摘があったところであり、これらを厳粛に受け止め、二度と同様の事態が起こることのないよう、いじめ防止等の取組を強化していく必要があります。

(ii) 教育を取り巻く環境

ア 子どもの状況及び子どもを取り巻く状況

小・中学校の児童生徒の学力については、PISA（OECD生徒の学習到達度調査）や「全国学力・学習状況調査（文部科学省）」等の国内外の学力調査結果から、高い水準を維持していることや、民間の調査結果から、学習時間が増加傾向にあることが分かっています。また、「小中学生の意識調査（内閣府）」では、児童生徒の9割以上が学校生活を楽しいと感じ、保護者の8割は総合的に見て学校に満足していると回答しています。さらに、GIGAスクール構想による1人1台端末の導入と高速通信ネットワーク等のICT環境の整備等による教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展は、課題であった授業でのコンピュータの使用を促進し、子どもの学ぶ意欲の向上に寄与しています。

一方で、学ぶことと人生や社会とのつながりを実感しながら課題の解決に主体的に生かしていくことに課題が見られるほか、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合が横ばいであること、子どもたちの自己肯定感が諸外国と比べて低い傾向にあること、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による体験活動の機会の減少なども課題として挙げられています。

子どもの体力については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査（文部科学省）」で、緩やかな改善傾向が見られるものの、運動する子としない子の二極化が見られることが指摘されています。

子どもの健康や安全については、全国学力・学習状況調査で朝食を欠食する児童生徒の割合が増加していたり、暴力行為の発生件数、いじめの認知件数や不登校の児童生徒数は増加しているなど、健康課題や生徒指導面での課題も見られます。

子どもを取り巻く状況については、スマートフォンを始めとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴い、子どもがSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せずに犯罪に荷担してしまったりなど、子どもの安全が脅かされる事態も生じています。

また、子どもの貧困の問題については、「令和5年度国民生活基礎調査（厚生労働省）」によると、17歳以下の貧困率は11.5%であり、改善傾向が続いているものの社会的な課題となっています。

イ 教育に関わる国の主な動向等

平成31年1月	・令和5年6月「学校における働き方改革」答申
令和2年4月	・「学習指導要領（小学校）」全面实施
令和3年4月	・「学習指導要領（中学校）」全面实施
令和3年1月	・「令和の日本型学校教育」答申
令和4年2月	・「第3次学校安全の推進に関する計画の策定」答申
令和4年12月	・「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」答申 「第4期教育振興基本計画」の閣議決定

【5年間で変わったこと】

- ・将来の予測がより困難な時代いわゆる「VUCA」の時代
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大，国際情勢の不安定化
- ・グローバル化と高度情報化の進展
- ・GIGAスクール構想によるICT環境の飛躍的な整備
- ・教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展
- ・いじめの認知数の増加，いじめ問題への対応
- ・不登校児童生徒数の増加

V 第2期計画の取組の状況

目標1 子どもたちに未来を生き抜く力を育む

基本施策1 確かな学力を育成する教育の推進

指標				平成30年度	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
指標1	全国学力・学習状況調査の国語と算数・数学において正答数を4つの階層に分けたうち，最も正答数の少ない層に該当する児童生徒の割合	小学校	国語	旭川20.8% 全国22.0%	旭川19.6% 全国21.0%	全国より 少ない
			算数	旭川24.3% 全国24.3%	旭川18.8% 全国17.8%	
		中学校	国語	旭川23.4% 全国23.2%	旭川21.0% 全国21.3%	
			算数	旭川28.5% 全国23.3%	旭川22.1% 全国19.0%	
指標2	各教科等の授業において，課題の解決に自ら考え取り組んでいる児童生徒の割合			小:86.4% 中:81.7%	小:93.5% 中:92.7%	90%以上
指標3	学習のきまりを守っている児童生徒の割合			小:91.4% 中:84.8%	小:95.1% 中:96.3%	90%以上
指標4	英語の授業において，児童生徒の英語による言語活動を1単位時間の半分以上行っている教員の割合			小: - 中:76.8%	小:100% 中:100%	90%以上
指標5	児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合			77.2%	84.1%	100%

基本施策2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

指標		平成30年度	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
指標6	自分には、よいところがあると思っている児童生徒の割合	小:84.4% 中:77.6%	小:86.0% 中:81.8%	90%以上
指標7	進んで仲間と関わり、自分の考えを深めたり、広げたりしている児童生徒の割合	小:80.8% 中:76.0%	小:90.9% 中:89.2%	90%以上
指標8	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合	小:98.7% 中:96.9%	小:98.6% 中:98.7%	100%
指標9	専門機関や医療機関等において、相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合	40.1%	32.0%	100%
指標10	学校の授業時間以外に、普段読書をしている児童生徒の割合	小:74.3% 中:69.9%	小:72.8% 中:54.6%	80%以上
指標11	1週間当たりの総運動時間（体育・保健体育の授業を除く）が7時間以上の児童生徒の割合	小:47.6% 中:66.8%	小:49.3% 中:62.7%	小:50%以上 中:70%以上
指標12	学校給食が好きだと思う児童生徒の割合	小:71.7%※ 中:57.7%※	小:92.4% 中:79.3%	小:80%以上 中:70%以上

※平成29年度実績

基本施策3 子どもたちの多様な個性を伸ばす教育の推進

指標		平成30年度	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
指標13	授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会のある児童生徒の割合	小:71.9% 中:68.5%	小:71.0% 中:54.5%	80%以上
指標14	特別支援教育に係る校内研修を実施し、かつ、教職員が外部の研修に参加した学校の割合	小:85.1% 中:81.4%	小:100% 中:100%	100%

※指標14は目標を達成しているため、別途目標とする指標を設定します。

目標2 子どもたちの学びの環境を整える

基本施策4 子どもたちの安全対策の充実

指標		平成30年度	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
指標15	学校安全計画の検証・見直しをしている学校の割合	100%	100%	100%を維持
指標16	自他の安全に気を付けて生活している児童生徒の割合	小:89.4% 中:80.2%	小:96.5% 中:96.4%	100%

基本施策5 教育環境の充実

指標		平成30年度	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
指標17	大型提示装置（テレビ）の整備率（普通教室＋特別教室）	小:65.0% 中:39.2%	小:94.3% 中:85.6%	100%
指標18	無線LAN環境をの整備済みの学校の割合	31.7%	小:100% 中:100%	100%
指標19	耐震性のない、又は、耐震診断未実施の学校数	8校	5校	0校
指標20	適正な学校規模の確保	17校中2校	17校中5校	17校中16校
指標21	小・中学校の通学区域の整合性	15校中2校	15校中7校	15校中12校
指標22	就学援助制度を知っている割合	98.2%※	91.8%	100%
		※平成29年度実績		

※指標18は目標を達成したため、指標を削除します。

目標3 子どもたちとともに育て豊かな学びをつくる

基本施策6 学びを支える連携・地域との協働の推進

指標		平成30年度	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
指標23	中学校区で教育課程に関する共通の取組を行い、かつ、教科の接続を図っている割合	63.0%	100%	100%
指標24	中学校区で学校運営の基本方針の一部又は全部を共通で設定しているコミュニティ・スクールの割合	9.9%	100%	100%

※指標23及び24は目標を達成しているため、別途目標とする指標を設定します。

基本施策7 学校の教育力の向上

指標		平成30年度	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
指標25	1か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合	小:47.4% 中:68.3%	小:17.0% 中:28.4%	小:0% 中:0%
指標26	授業の内容がよく分かる児童生徒の割合	小:91.9% 中:88.5%	小:93.6% 中:89.4%	100%

第2期旭川市学校教育基本計画

I 基本理念

ふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成

雄大な大雪山連峰と大小130もの河川に囲まれた自然豊かな旭川の歴史の中で培われた伝統、文化、産業への理解を深め、このまちに暮らす多様な人々との様々な形での交流を通じて、生まれ育ったふるさと旭川への愛着と誇りを持ち、力強く未来へとはばたく子どもを育成します。

現在は、情報化やグローバル化などの社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化は、時代の象徴ともいふべき事態です。このような社会の中で子どもたちが生き抜くためには、学校教育がこれまで目指してきた「生きる力」－確かな学力（知）、豊かな心（徳）、健やかな体（体）の調和のとれた育成－に加え、変化を前向きに受け止める柔軟さや可能性に挑戦する力を育てていくことが求められています。

本計画の策定に当たって平成30年5月に開催したまちづくり対話集会や、同年7月に実施した「旭川市の児童生徒の教育に関するアンケート」では、子どもたちが確かな学力を身に付けることや、様々な経験を重ねる中でコミュニケーション能力を身に付け、心身ともに健やかに成長することを望む声が多く寄せられました。また、まちづくり対話集会では、この地を切り拓いた先人たちにより連綿と受け継がれてきた伝統・文化や、子どもたちが住むこのまちで学び、働き、暮らしている人々との様々な出会いや交流は、自分たちが育ったまちを知り、実感し、ふるさとへの愛着を深めるために大切であるとの意見もいただきました。

四季折々の豊かな自然と充実した都市機能を合わせ持つ私たちのふるさと旭川。子どもたちが、「旭川で学んで良かった」「どこで暮らしても旭川で学んだことで自信を持って生きていける」などを実感し、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、それぞれの夢や目標の実現に向けて、未来へと力強くはばたいていくことを強く願い、基本理念「ふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成」を掲げます。

【方向性】

- ・ 現行どおり

Ⅱ 目指す子ども像

基本理念「ふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成」に向け、子どもたちが自ら描いた夢や希望の実現へと前進する中で、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めながら、仲間と支え合い、協力し合って、これからの社会で豊かな人生を歩むことを願い、「目指す子ども像」を次のとおり設定します。

◆ 自ら考え、仲間とともに学ぶ子ども

自分のやるべきことを見つけて行動するとともに、他者の考えに耳を傾け、協働して様々な課題を解決していくことができる力を身に付けます。

◆ 自分と仲間を愛し、心豊かな子ども

自分のよさや可能性を見いだすとともに、他者の持つ価値観を尊重し、コミュニケーション力を高め、感性を磨きます。

◆ 心身ともにしなやかでたくましい子ども

意欲や気力が充実し、生涯にわたって健康で過ごせる体力を養います。

【方向性】

・現行どおり

Ⅲ 計画の体系

【基本理念】 ふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成

- 【目指す子ども像】
- ◇ 自ら考え、仲間とともに学ぶ子ども
 - ◇ 自分と仲間を愛し、心豊かな子ども
 - ◇ 心身ともにしなやかでたくましい子ども

目標	基本施策	取組		
<p>目標 1 子どもたちに未来を生き抜く力を育む</p> <p>次代を担う子どもたちが、社会の変化に対応し、自立して生きていく力を培い、誰もが輝き未来へはばたく教育を推進します</p>	<p>基本施策 1 確かな学力を育成する教育の推進</p>	<p>取組 1 基礎・基本を定着し、学びに向かう力を育む教育の推進</p> <p>取組 2 新しい時代に対応した教育の推進</p>		
	<p>基本施策 2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進</p>	<p>取組 3 豊かな心を育む教育の充実</p> <p>取組 4 いじめや不登校等への対応の充実</p> <p>取組 5 豊かな感性を育み情操を培う教育の充実</p> <p>取組 6 学校体育と学校保健の充実</p> <p>取組 7 食育と学校給食の充実</p>		
	<p>基本施策 3 子どもたちの多様な個性を伸ばす教育の推進</p>	<p>取組 8 ふるさと旭川の特徴を活かした教育の充実</p> <p>取組 9 一人一人のニーズに対応した教育の充実</p>		
	<p>目標 2 子どもたちの学びの環境を整える</p> <p>子どもたちの安全・安心を確保し、生き生きと学ぶことができる環境づくりを推進します</p>	<p>基本施策 4 子どもたちの安全対策の充実</p>	<p>取組 10 危機管理体制の整備</p> <p>取組 11 安全教育と安全対策の充実</p>	
		<p>基本施策 5 教育環境の充実</p>	<p>取組 12 教材・教具の整備</p> <p>取組 13 施設等の改修・維持管理及び耐震化の推進</p> <p>取組 14 小・中学校の適正配置の推進</p> <p>取組 15 教育機会均等のための経済支援</p>	
		<p>目標 3 子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる</p> <p>学校種間の連携や地域とともに歩む教育を推進し、学校の教育力を高めます</p>	<p>基本施策 6 学びを支える連携・地域との協働の推進</p>	<p>取組 16 学校種間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進</p>
			<p>基本施策 7 学校の教育力の向上</p>	<p>取組 17 教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進</p> <p>取組 18 学校における指導体制の充実</p>

Ⅳ 目標と基本施策及び取組

目指す子ども像の実現に向けて、第2期計画においては、3つの目標と7つの基本施策、さらに基本施策に全18の取組を設定します。

各基本施策には、客観的数値や事業実績、子どもの実感など、26の指標を設定することで、その成果を明らかにするものとします。

目標 1 子どもたちに未来を生き抜く力を育む

次代を担う子どもたちが、社会の変化に対応し、自立して生きていく力を培い、誰もが輝き未来へはばたく教育を推進します

社会の急速な変化が、子どもたちを取り巻く生活環境に多大な影響を及ぼす時代にあっても、学校教育においては、教育基本法にうたわれた教育の目的や理念を踏まえ、子どもたちがよりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが大切です。

そのため、本計画においては「子どもたちに未来を生き抜く力を育む」を目標1と位置付け、その実現に向けて、確かな学力や豊かな心、健やかな体を育成する教育、子どもたちの多様な個性を伸ばす教育に取り組み、どの子どもにも、社会の変化に柔軟に対応しながら自立して生きていく力を培い、自分の夢の実現やふるさと旭川の発展に向かって、未来へはばたく教育を推進します。

基本施策 1 確かな学力を育成する教育の推進

- 取組 1 基礎・基本を定着し、学びに向かう力を育む教育の推進
- 取組 2 新しい時代に対応した教育の推進

基本施策 2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

- 取組 3 豊かな心を育む教育の充実
- 取組 4 いじめや不登校等への対応の充実
- 取組 5 豊かな感性を育み情操を培う教育の充実
- 取組 6 学校体育と学校保健の充実
- 取組 7 食育と学校給食の充実

基本施策 3 子どもたちの多様な個性を伸ばす教育の推進

- 取組 8 ふるさと旭川の特徴を活かした教育の充実
- 取組 9 一人一人のニーズに対応した教育の充実

基本施策1

確かな学力を育成する教育の推進

本計画の基本理念を踏まえ、本市の児童生徒の学力向上に向け、各学校が共通して取り組む具体的な方策や、教育委員会が推進する学力向上に係る事業等をまとめ、「旭川市確かな学力育成プラン」を策定し、本プランに基づく取組を通じて、基礎的な知識・技能を確実に習得させ、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成し、学びを人生や社会に生かそうとする力や人間性を涵養するなど、確かな学力を育む教育の充実を図ります。

また、子どもたちが、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して自らの可能性を発揮し、力強く未来を生き抜くことができるよう、他者と協働して課題を解決するための資質・能力を育むとともに、英語教育や情報教育^{*}などの新しい時代に求められる教育を推進します。

指 標	平成30年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)	令和9年度 (2027年度)
指標1 全国学力・学習状況調査の国語と算数・数学において正答数を4つの階層に分けたうち、最も正答数の少ない層に該当する児童生徒の割合	小：国語 旭川20.8% 全国22.0% 小：算数 旭川24.3% 全国24.3% 中：国語 旭川23.4% 全国23.2% 中：数学 旭川28.5% 全国23.3%	小：国語 旭川19.6% 全国21.0% 小：算数 旭川18.8% 全国17.8% 中：国語 旭川21.0% 全国21.3% 中：数学 旭川22.1% 全国19.0%	全国より 少ない
指標2 各教科等の授業において、課題の解決に自ら考え取り組んでいる児童生徒の割合	小:86.4% 中:81.7%	小:93.5% 中:92.7%	90%以上
指標3 学習のきまりを守っている児童生徒の割合	小:91.4% 中:84.8%	小:95.1% 中:96.3%	90%以上
指標4 英語の授業において、児童生徒の英語による言語活動を1単位時間の半分以上行っている教員の割合	小: - 中:76.8%	小:100% 中:100%	90%以上
指標5 児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合	77.2%	84.1%	100%

・変更なし

取組 1

基礎・基本を定着し、学びに向かう力を育む教育の推進

変化の激しい社会の中で、児童生徒が自分のよさや可能性を発揮し、豊かな人生を切り拓いていくことができるよう、学習指導要領を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、児童生徒に基礎的な知識や技能を確実に習得するとともに、それらを活用して、思考・判断・表現する力や、学びを社会に生かそうとする態度を身に付けることが求められています。

本市では、全国学力・学習状況調査の調査結果等から、授業において課題の解決に向けて、自分で考え、自ら取り組む児童生徒の割合が増加しています。一方で、子ども自身が家庭学習の計画を立てて取り組むことや、文章や図表などから目的に応じた必要な情報を取り出すこと、根拠を明確にして自分の考えを表現することなどに課題があることから、1人1台端末等のICTを効果的に活用しながら、児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を一層充実する必要があります。

そのため、児童生徒の実態を踏まえた指導資料等の作成や、各学校の教育課程の改善等に向けた教育研修会の実施を通して、教育の質の向上を推進するとともに、オンラインサービスの活用により、児童生徒の学びの状況に応じた補足的な学習等の支援や、予習・復習など児童生徒が自ら計画的に取り組む家庭学習の支援などを通して、児童生徒に必要な資質・能力の育成を図ります。

主な事務事業

- 少人数学級編制の実施
- オンラインサービスを利用した学習支援システムの導入・活用
- 教員の指導力向上を図る取組の推進
- 指導体制の充実と学習教材の整備

【見直しの視点】

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を重視すること
- ・ 子ども自身が家庭学習の計画を立てて取り組むこと
- ・ 1人1台端末等のICTを効果的に活用しながら、児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を一層充実させること

【新たな取組】

- ・ 児童生徒の実態を踏まえた指導資料の作成
- ・ 各学校の教育課程の改善等に向けた教育研修会の実施

取組2

新しい時代に対応した教育の推進

グローバル化や情報化などが加速度的に進展するこれからの社会に児童生徒が柔軟に対応し活躍することができるよう、英語によるコミュニケーション能力や学習の基盤となる資質・能力として位置付けられた情報活用能力等を身に付けることが求められています。

本市では、外国人英語指導助手（ALT）及び小学校外国語活動サポーターの派遣を行うとともに、旭川市学校教育情報化推進計画を作成し、計画を踏まえた教育活動が着実に推進されるよう、教員向け研修会の開催等に取り組んできたところですが、英語教育や情報教育の充実に向けて、各学校の取組を支援する必要があります。

そのため、児童生徒が英語によるコミュニケーションの力を身に付けることができるよう、ALTや小学校外国語活動サポーターの派遣を継続するとともに、学んだ英語を使って実際にコミュニケーションを行う機会をつくるなど、英語教育の充実に取り組みます。また、児童生徒の情報活用能力について、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることができるよう指導資料の作成・配付や教員向けの研修会の充実など、情報教育の充実に取り組みます。

主な事務事業

- 英語教育の推進
- 情報教育の推進

【見直しの視点】

- ・ 情報活用能力を身に付けさせること

【新たな取組】

- ・ 児童生徒の情報活用能力を育成するための指導資料の作成・配付

基本施策2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

自分の大切さとともに他の人の大切さを認めるなど人権尊重の意識や、他人を思いやる心や生命を尊重する心、自己肯定感や自己有用感、感性や想像力など、豊かな情操を培い、豊かな心を育む教育の充実を図ります。また、令和5年6月に制定した「旭川市いじめ防止対策推進条例」や令和6年3月に改定した「旭川市いじめ防止基本方針」に基づく取組を実施するなど、いじめや不登校の未然防止と早期発見・早期対応、重大化の防止に取り組みます。

子どもたちが、生涯を通じて健康で安全に活力ある豊かな生活を送ることができるよう、児童生徒の体力の向上や健康の保持増進、食育や学校給食の充実など、健やかな体を育む教育の充実を図ります。

指 標	平成30年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)	令和9年度 (2027年度)
指標6 自分には、よいところがあると思っている児童生徒の割合	小:84.4% 中:77.6%	小:86.0% 中:81.8%	90%以上
指標7 進んで仲間と関わり、自分の考えを深めたり、広げたりしている児童生徒の割合	小:80.8% 中:76.0%	小:90.9% 中:89.2%	90%以上
指標8 いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合	小:98.7% 中:96.9%	小:98.6% 中:98.7%	100%
指標9 専門機関や医療機関等において、相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合	40.1%	32.0%	100%
指標10 学校の授業時間以外に、普段読書をしている児童生徒の割合	小:74.3% 中:69.9%	小:72.8% 中:54.6%	80%以上
指標11 1週間当たりの総運動時間（体育・保健体育の授業を除く）が7時間以上の児童生徒の割合	小:47.6% 中:66.8%	小:49.3% 中:62.7%	小:50%以上 中:70%以上
指標12 学校給食が好きだと思う児童生徒の割合	小:71.7%* 中:57.7%*	小:92.4% 中:79.3%	小:80%以上 中:70%以上

* 実績値は平成29年度

取組3

豊かな心を育む教育の充実

子どもたちに、自立心や自律性、生命を尊重する心、他者を思いやる心など、豊かな心を育成するため、自然体験活動やボランティア活動等などの充実を図るとともに、児童生徒の発達段階に応じた心に響く道徳教育を展開することが求められています。

本市では、各種調査等における児童生徒の実態を踏まえ、「道徳研修会」等の教員研修会を実施し、指導方法の改善に取り組んでいますが、今後も多様な体験を生かした教育活動の推進や道徳科の指導の質の向上を図る必要があります。

そのため、ボランティア活動等の多様な体験活動、地域の人材や社会教育施設等を活用した学習活動、自己の生き方についての考えを深める道徳科の学習等を通して、児童生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育の一層の充実に取り組みます。

主な事務事業

- 道徳教育の推進
- 体験活動の充実
- 地域の教育資源の活用

【見直しの視点】

- ・ 現行どおり

【新たな取組】

- ・ 現行どおり

取組4

いじめや不登校等への対応の充実

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる行為であり、絶対に許されるものではありません。いじめへの対応については、児童生徒の生命と尊厳を守るため、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの防止等のための対策に取り組むとともに、児童生徒が互いの人権を尊重し、いじめを許さない態度等を身に付けることができるようにすることが求められています。

本市では、教育委員会と市長部局が一体となって早期解決や重大化の防止に取り組むほか、市内の全中学校の代表生徒がいじめの問題について協議し、校区の小中学校における児童生徒の主体的な活動に生かす「生活・学習Actサミット」の取組等を行っているところですが、今後も、いじめの防止等のための対策の徹底を図る必要があります。そのため、「旭川市いじめ防止対策推進条例」や「旭川市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見、重大化の防止の取組の一層の充実に取り組めます。

また、不登校への対応については、児童生徒が抱える様々な悩みの解決に向け、家庭や関係機関等との連携に加え、児童生徒の状況等に応じ、福祉や医療などとも連携を図りながら、心のケアや社会的自立のための支援に努めることが求められています。

本市では、児童生徒の登校再開に向けて、学校と旭川市教育支援センター（ゆっくらす）及びスクールカウンセラーの連携により継続的に支援しているところですが、今後も、児童生徒一人一人の心に寄り添いながら、学校と家庭、関係機関等がより一層連携し、不登校の解消に取り組む必要があります。そのため、ゆっくらすにおける個別の支援やオンラインサービスを活用した学習の支援の充実により、不登校の児童生徒に対するきめ細かな支援の一層の充実に取り組めます。

主な事務事業

- 「旭川市いじめ防止基本方針」に基づく取組の推進
- 不登校児童生徒への支援の充実

【見直しの視点】

- ・ いじめ防止対策推進法に基づくいじめの防止等のための対策，互いの人権を尊重しいじめを許さない態度等を養うこと
- ・ 不登校児童生徒の心のケアや社会的自立のための支援

【新たな取組】

- ・ 「旭川市いじめ防止対策推進条例」「旭川市いじめ防止基本方針」に基づくいじめの未然防止や早期発見，重大化の防止の取組
- ・ 旭川市教育支援センター（ゆっくらす）における個別の支援やオンラインサービスを活用した学習支援

取組5

豊かな感性を育み情操を培う教育の充実

急速に進む技術革新等により、生活が質的に変化する社会にあっても、児童生徒が人間らしさを深めながら生きていくことができるよう、様々な教育活動を通じて、感性や想像力を働かせながら考えたり、判断したりするなどの資質・能力を育成し、豊かな情操を培うことが求められています。

本市では、児童生徒へのミュージカルやコンサート鑑賞等の機会の提供、読書活動やボランティア活動の推進、全道大会等の出場に係る派遣費用の一部補助、文化活動で優れた実績を挙げた児童生徒の表彰等の取組を実施しているところですが、今後も多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな感性を育み情操を培う教育活動の充実を図る必要があります。

そのため、児童生徒が文化芸術や本に触れる機会の確保及び本市の文化施設の活用など、文化芸術に親しむ機会や読書活動の充実に取り組みます。

主な事務事業

- 文化芸術鑑賞機会の提供
- 読書活動の充実に向けた取組の推進
- 各種大会選手派遣費の一部補助
- 旭川市教育奨励賞の表彰
- 地域の教育資源の活用（再掲）
- 部活動の充実（再掲）

【見直しの視点】

・現行どおり

【新たな取組】

・現行どおり

取組6

学校体育と学校保健の充実

児童生徒の体力向上や健康の保持増進のためには、体育・保健に関する指導の充実を図り、家庭や地域社会と連携して日常生活における実践を促すなど、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うとともに、各種健診等必要な措置を講じることが求められています。

本市では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果等から、体育・保健体育の授業は楽しいと思う児童生徒の割合や運動・スポーツは大切と思う児童生徒の割合が全国に比べ高い傾向にあります。また、一方で、スピードや全身持久力、敏しょう性が低いことや、体育・保健体育の授業以外に運動やスポーツに取り組む時間が短い児童生徒も見られることから、一人一人の児童生徒の実態に応じた体力の向上や運動の習慣化に向け、取り組む必要があります。

また、昨今の猛暑による熱中症や新型コロナウイルス感染症等の拡大による健康被害への対策も必要です。

そのため、体育・保健体育の授業改善や健康課題に係る研修会の開催、年間を通した運動機会の確保、適切な健康管理や保健指導の実施等や、家庭や地域との連携により、運動習慣や望ましい生活習慣の定着を図るとともに、生活習慣病やがん、感染症など各種疾病についての理解を深め、児童生徒の体力向上や健康の保持増進に取り組みます。

また、熱中症や新型コロナウイルス感染症等などに対して、各小中学校が確実に対応できるよう、学びの保障とのバランスを取りながら、対策を講じます。

主な事務事業

- 体力の向上や健康に関する教員の指導力を高める取組の推進
- 運動能力の向上や運動習慣の定着に向けた取組の推進
- 各種大会選手派遣費の一部補助（再掲）
- 旭川市教育奨励賞の表彰（再掲）
- 健康の保持増進を図る取組の推進

【見直しの視点】

- ・ 猛暑による熱中症や新型コロナウイルス感染症等の拡大による健康被害への対策

【新たな取組】

- ・ 熱中症や新型コロナウイルス感染症等などに対する学びの保障とのバランスを図っての確実な対応

取組7

食育と学校給食の充実

学校教育における食育については、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性についての指導を行い、児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせることが求められています。また、学校給食の提供に当たっては、食物アレルギーをもつ児童生徒に対する対応方法等を教職員が習得する必要があります。

本市では、これまで児童生徒が学校給食を通じ、食文化やふるさと旭川の理解を深められるよう給食指導資料や食育指導資料の発行、地元産の新米や旬の野菜などの食材を活用した給食メニューの提供などに取り組んできました。今後は、学校給食の教育的効果を引き出すため、生産者等との連携強化やアレルギー対応給食の提供に関するマニュアルの整備、食物アレルギー対応の徹底を図ることが必要です。

そのため、児童生徒に対する食に関する指導を充実するとともに、学校給食に関する事故防止対策等の徹底、学校給食を効率的・安定的に提供するための調理・配膳業務の民間委託の検討、教職員の負担軽減や会計処理に係る透明性の確保などのため給食費の公会計化^{*}を進めます。

主な事務事業

- 食に関する指導の充実
- 地産地消の取組の推進
- 学校給食の充実
- 給食調理の民間委託の検討
- 給食費の公会計化の推進

【見直しの視点】

- ・ 現行どおり

【新たな取組】

- ・ 現行どおり

基本施策3 子どもたちの多様な個性を伸ばす教育の推進

旭川の豊かな自然や産業、伝統や文化、多様な人材や施設など、恵まれた教育資源を活用した体験活動や取組などを推進し、子どもたちが自分やふるさとのよさを知り、自己の将来や社会づくりに生かすことができる、地域に根ざしたキャリア教育^{*}の充実を図ります。

教育上特別の支援を必要とする児童生徒や帰国・外国人児童生徒等を始め、全ての子どもたちが持つ能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、協調性や多様性を尊重し、一人一人のニーズに対応した教育の充実を図ります。

指 標	平成30年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)	令和9年度 (2027年度)
指標13 授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会のある児童生徒の割合	小:71.9% 中:68.5%	小:71.0% 中:54.5%	80%以上
指標14 特別支援教相談員が配置されている学校の割合	39.5%	51.3%	61%

【指標変更】

指標14 「特別支援教育相談員が配置されている学校の割合」

- ・「特別支援教育に係る校内研修を実施し、かつ、教職員が外部の研修に参加した学校の割合」が目標達成のため（100%）

取組8

ふるさと旭川の特徴を活かした教育の充実

学校教育においては、地域との関わりを通して児童生徒に社会の一員としての自覚を持たせ、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育成するとともに、ふるさとへの愛着と誇りを醸成することが求められています。

本市では、児童生徒の発達段階を踏まえ、中学校区の小・中学校と地域住民が連携したボランティア活動、関係部局や地域の企業等を活用した職場体験、異校種や異学年との交流活動等を通じて、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援するとともに、地域と連携した産業に関する学習や伝統を受け継ぐ活動等を行っているところですが、今後も、児童生徒が地域と接点を持ちながら、旭川の特徴や魅力について理解を深め、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感する地域に根ざしたキャリア教育[※]を推進する必要があります。

そのため、児童生徒が地域と触れ合う体験活動等の充実や、旭川の自然や文化など教育資源の有効活用を通して、ふるさと旭川のよさを生かした教育や自分の夢の実現を図るキャリア教育の推進に取り組みます。

主な事務事業

- ふるさと旭川への理解を深める学習の充実
- ふるさと旭川のよさを生かしたキャリア教育の充実

【見直しの視点】

・現行どおり

【新たな取組】

・現行どおり

取組9

一人一人のニーズに対応した教育の充実

子どもたちの自立と社会参加を見据え、多様な観点から、一人一人のニーズに応じた教育機会を提供することが求められています。また、教育上特別の配慮が必要な児童生徒や、帰国・外国人児童生徒などの多様性に対応することや、幼児教育を通して育まれた資質・能力を踏まえ児童一人一人が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが求められています。

本市では、これまで、教育上特別の配慮が必要な児童生徒に対し適切な指導や支援を行うため、特別支援学級や通級指導教室を開設するとともに、特別支援教育補助指導員の配置に取り組んできたところです。また、医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学校生活を過ごせるよう看護師資格を有する特別支援教育補助指導員の配置にも取り組んできました。今後は、関係機関との連携による相談支援体制の一層の強化や、帰国・外国人児童生徒への支援など、児童生徒の多様性に適切に配慮しつつ適切な支援をすることが必要です。

そのため、子ども総合相談センターや関係機関との連携の中で、これまで行ってきた取組の継続を図るとともに、児童生徒の実態に応じた支援を行う上で必要な人員の確保や、一人一人のニーズに対応した教育に関する専門性の向上を図る研修会の実施を通じた教員の資質能力の向上など、特別支援教育の充実を図ります。また、児童生徒一人一人の多様性への配慮や支援、小学校と幼稚園や保育所等が連携した幼児教育の段階から小学校教育の段階への円滑な接続に取り組めます。

主な事務事業

- 特別支援学級・通級指導教室の開設
- 特別支援教育補助指導員の配置
- 特別支援教育等に関する研修会の開催
- 子ども総合相談センター等との連携
- 幼児教育との接続を図るスタートカリキュラムの整備

【見直しの視点】

- ・教育上特別の配慮が必要な児童生徒に適切に対応すること
- ・関係機関との連携による相談支援体制の一層の強化

【新たな取組】

- ・子ども総合相談センターや関係機関との連携の継続

目標 2 子どもたちの学びの環境を整える

子どもたちの安全・安心を確保し、生き生きと学ぶことができる環境づくりを推進します

自然災害や様々な事故，高度情報化に伴う新たな課題などから子どもたちを守り，安心して学ぶことができる環境を整えることが必要です。また，子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう，教育の機会均等を図るための支援に努めることは全ての大人の責務です。

そのため，本計画においては「子どもたちの学びの環境を整える」を目標 2 と位置付け，その実現に向けて，子どもたちの安全対策の充実と教育環境の充実に取り組み，危機管理体制の整備や安全教育^{*}の充実，教育環境の整備，教育機会均等のための経済的な支援の充実などを図り，子どもたちが生き生きと学ぶことができる環境づくりを推進します。

基本施策 4 子どもたちの安全対策の充実

- 取組10 危機管理体制の整備
- 取組11 安全教育と安全対策の充実

基本施策 5 教育環境の充実

- 取組12 教材・教具の整備
- 取組13 施設等の改修・維持管理及び耐震化の推進
- 取組14 小・中学校の適正配置の推進
- 取組15 教育機会均等のための経済支援

基本施策4 子どもたちの安全対策の充実

子どもたちの安全を確保し、安心して学ぶことができるよう、学校安全計画や危機管理マニュアル等の不断の見直し・改善を図り、危機管理体制を整備し、学校安全に係る取組を推進します。

子どもたちが、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるよう資質・能力を育む安全教育[※]の充実を図ります。また、家庭や地域、関係機関等と連携・協働し、交通安全や防犯に関する教育、自然災害も含めた防災訓練を実施するとともに、登下校時の安全確保などの安全対策の充実を図ります。

指 標	平成30年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)	令和9年度 (2027年度)
指標15 学校安全計画及び危機管理マニュアルの検証・見直しをしている学校の割合	100%	100%	100%を維持
指標16 自他の安全に気を付けて生活している児童生徒の割合	小:89.4% 中:80.2%	小:96.5% 中:96.4%	100%

【指標変更】

指標15 「学校安全計画及び危機管理マニュアルの検証・見直しをしている学校の割合」
・文言の変更（危機管理マニュアルの検証・見直しについても必要であるため）

取組10

危機管理体制の整備

児童生徒に関わる危機事態が発生した際、教育委員会や学校が迅速かつ的確な対応をとることができるよう、それぞれの役割等を明確にし、児童生徒の安全を確保する体制を確立することが求められています。

各学校では、学校安全計画と危機管理マニュアルの作成及び教職員間の共通理解を図るとともに、危機事態を想定した訓練等を実施し、また、教育委員会では、「学校教育部危機管理マニュアル」を作成し、危機事態が発生した際の対応に備えています。一方、近年では、全国的に多発する自然災害や学校が保有する情報に対する不正アクセスなどの事故等が発生していることなどを踏まえた危機管理体制の整備を図ることが必要です。

そのため、学校や関係部局、関係機関と連携した事故等の発生の予防はもとより、想定される危機を明確にするなどの計画やマニュアル等の見直し、危機事態が発生した際に児童生徒の生命や身体を守るための体制づくりに取り組みます。

主な事務事業

- 危機管理対策マニュアル等に基づく危機管理の徹底
- 教育情報セキュリティ対策の徹底

【見直しの視点】

・現行どおり

【新たな取組】

・現行どおり

取組 1 1

安全教育と安全対策の充実

児童生徒が生涯にわたって安全で安心な生活を送ることができるよう、身の回りの生活の安全、交通安全、防災等に関する指導の充実を図り、児童生徒自らが日常生活の中に潜む危険を予測し、自他の安全に気を付けて生活するために適切に意思決定や行動選択する能力を身に付けさせることが求められています。

本市においては、全ての小・中学校で、交通安全教室、防犯教室や防犯訓練、自然災害を想定した防災訓練を実施するとともに、「旭川市通学路安全プログラム」に基づく通学路の合同安全点検、地域ボランティア等による通学路の見守り活動などを実施していますが、全国的に登下校時に児童生徒が事件・事故に巻き込まれる事例が発生している状況や自然災害の発生などを踏まえ、通学路を含めた学校における児童生徒の安全対策の充実を図る必要があります。

そのため、警察や関係部局と連携した安全教育[※]の充実を図り、児童生徒の危機対応能力を育成するとともに、学校・家庭・地域社会と連携しながら防犯・防災も含めた安全確保に取り組みます。

主な事務事業

- 交通安全教育の推進
- 防犯・防災の取組の推進
- 通学路の安全確保の推進

【見直しの視点】

・現行どおり

【新たな取組】

・現行どおり

基本施策5 教育環境の充実

子どもたちが質の高い教育を安心して受けることができるよう、教材・教具やICT※環境の整備、学校施設や設備の整備、耐震化、適正な学校規模の確保などを計画的に進めるとともに、就学援助制度による保護者の経済的負担を軽減する取組を進めるなど、教育環境の充実を図ります。

指 標	平成30年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)	令和9年度 (2027年度)
指標17 大型提示装置（テレビ）の整備率（普通教室+特別教室）	小:65.0% 中:39.2%	小:94.3% 中:85.6%	100%
指標18 耐震性のない、又は、耐震診断未実施の学校数	8校	8校	0校
指標19 適正な学校規模の確保	42.0%	47.4%	50%
指標20 就学援助制度を知っている割合	98.2%*	91.8%	100%

* 実績値は平成29年度

【削除】

旧指標18 「無線LAN環境を整備済みの学校の割合」

- ・目標達成のため（100%）

旧指標21 「小中学校の通学区域の整合性」

- ・通学区域の見直しが進んだことから、「適正な学校規模」として指標を統一

【指標変更】

指標19 「適正な学校規模の確保」

- ・指標の内容を、指標に沿った「適正規模校の割合」に変更

取組12

教材・教具の整備

教育課程の実施に要する教材・教具の整備とともに、情報化の進展に伴う情報活用能力の育成に関わり、Society5.0時代の到来など子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを実現し、教育の質の向上を図る必要があります。また、新たな感染症や災害の発生等の緊急時にあっても全ての子供たちの学びを保障する環境を整備することが喫緊の課題と考えており、これらを踏まえ、国の「GIGAスクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える教材・教具の整備を図ることが求められています。

本市では、これまで国が示す「教材整備指針」に基づき教材・教具の整備を進めてきましたが、学習指導要領の改訂を踏まえ、教育課程の実施に要する教材・教具を整備する必要があります。ICT環境の整備については、国の「GIGAスクール構想」により、令和2年度末までに市内児童生徒1人1台端末、指導者用端末及び校内ネットワークの整備を進めてきましたが、デジタル教科書の導入、大型提示装置や統合型校務支援システムの整備など、今後も環境整備が必要です。また、国の「第3期教育振興基本計画（平成30年6月）」等においては、より高い水準の整備が求められています。

そのため、国の「教材整備指針」や令和5年6月に閣議決定のあった「新たな教育振興基本計画」等を踏まえ、教育課程の実施に要する教材・教具やICT環境の整備などを計画的に進めていきます。

主な事務事業

- 教育課程の実施に要する教材・教具の整備
- ICT環境の整備

【見直しの視点】

- ・GIGAスクール構想の実現を前提とした新しい時代の学びを支える教材・教具の整備
- ・児童生徒用1人1台端末、指導者用端末、校内ネットワークの整備

【新たな取組】

- ・教育課程の実現に要する教材・教具やICT環境の整備などの計画的な推進

取組13

施設等の改修・維持管理及び耐震化の推進

学校施設は、本来、児童生徒の学習や生活の場ですが、地震などの災害時には地域の避難所としての役割を担っており、教育活動はもとより災害時における安全性や機能性を有していることが求められています。

本市の学校施設は、老朽化が進んでいるものが多いことから、これまでも各施設の状態を把握した上で、耐震補強等が必要な施設の改修や増改築、暖房・給水・電気などの設備改修、定期的な保守点検等を進めてきましたが、増改築が必要な施設には耐震性のない施設があるほか、老朽化対策が必要な施設が多くあります。

また、昨今の猛暑による熱中症による健康被害への対策も必要です。

そのため、各施設の状態や費用の平準化などを踏まえた上で、今後の増改築や大規模改修を行い、また、適切な維持管理のための修繕や保守点検、整備等を継続して実施していきます。

主な事務事業

- 施設設備の改修・修繕
- 法定点検等の実施
- 校舎等の増改築・大規模改修の実施

【見直しの視点】

- ・ 猛暑による熱中症による健康被害への対策

【新たな取組】

- ・ 適切な維持管理のための修繕や保守点検、整備等を継続して実施

取組14

小・中学校の適正配置の推進

児童生徒が主体的に学習に取り組み、他者と協働して課題を解決していくためには、集団の中で多様な考えに触れ、自分の考えを導き出し、言語活動等によるコミュニケーションにより切磋琢磨することなどを通じて、思考力・判断力・表現力や問題解決能力、規範意識や社会性などの「生きる力」を育むことが求められています。

本市では、少子化により児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進む中で、児童生徒のより良い教育環境を整備するため「旭川市立小・中学校適正配置計画(令和2年3月改訂)」を策定しており、教育指導や人間関係、学校運営の観点から重要である適正な学校規模の確保に取り組んできました。5学級以下の過小規模校等の近隣学校への統合や、進学先の中学校が複数に分かれないように、通学区域の見直しを行うこととし、保護者や地域住民との協議を行っています。

令和7年度から始まる第3期に向けて、「旭川市立小・中学校適正配置計画」の点検・見直しを行い、適正な学校規模の確保に取り組みます。また、適正配置により生じた廃校校舎等についても地域住民との協議を行いながら有効活用を図ります。

主な事務事業

- 「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく取組の推進(統合・通学区域の見直し)
- 廃校校舎等の跡利用者の募集

【見直しの視点】

- ・ 指標同様、「適正な学校規模の確保」の観点の内容に修正

【新たな取組】

- ・ 令和7年度から始まる第3期に向けて令和6年度に「旭川市立小・中学校適正配置計画」を点検・見直し

取組15

教育機会均等のための経済支援

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが質の高い教育を受け、自らが持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものとされています。

本市では、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助費や特別支援教育就学奨励費の支給を実施するほか、物価高騰対策として全児童生徒を対象とした給食費の支援などを行ってききましたが、今後も保護者に対し、制度の周知徹底や社会経済状況に応じた対策を図る必要があります。

そのため、全保護者を対象に就学援助の申請書や活用できる各種支援制度についてのお知らせの配付、学校と連携して様々な機会を通じた制度の概要や学習支援について情報提供を行うほか、関係部局と子育ての支援に関わる情報共有を行うなど、必要な世帯を確実に支援できるよう取り組みます。

また、学校や家庭で実施することができるオンラインサービスを活用し、学習の支援を行います。

主な事務事業

- 就学援助制度の実施
- 特別支援教育就学奨励費事業の実施
- 子育て支援会議への参画
- オンラインサービスを利用した学習支援システムの導入・活用（再掲）

【見直しの視点】

- ・ 現行どおり

【新たな取組】

- ・ 現行どおり

目標 3 子どもたちとともに育て豊かな学びをつくる

学校種間の連携や地域とともに歩む教育を推進し、学校の教育力を高めます

子どもたちが健やかに成長するためには、学校はもとより、家庭や地域が教育の場としての機能を発揮し、地域全体で子どもたちを育てることが重要です。また、高い専門性を有する教職員が組織的に教育活動を行い、子どもたちのよりよい成長を促すことが必要です。

そのため、本計画においては「子どもたちとともに育て豊かな学びをつくる」を目標3と位置付け、その実現に向けて、学びを支える連携・協働の推進と学校の教育力の向上に取り組み、学校種間の連携を基盤としたコミュニティ・スクールの推進や教職員が心身ともに健康で生き生きと子どもと向き合う環境づくりのための働き方改革の推進、学校における指導体制の充実などを図り、学校の教育力を一層高めます。

基本施策6 学びを支える連携・地域との協働の推進

取組16 学校種間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進

基本施策7 学校の教育力の向上

取組17 教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進

取組18 学校における指導体制の充実

基本施策6 学びを支える連携・地域との協働の推進

中学校区の小・中学校が連携し、9年間を見通した系統的な教育活動や小学校から中学校への円滑な接続など、小中連携・一貫教育※に取り組めます。

この中学校区での連携の充実をベースとして、学校と地域が力を合わせて子どもたちを育むコミュニティ・スクールの充実に取り組み、学びを支える学校・家庭・地域の連携・協働を推進します。

指 標	平成30年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)	令和9年度 (2027年度)
指標21 中学校区で合同の学校運営協議会の開催等による連携を図っている割合	—	66%	100%

【削除】

旧指標23 「中学校区で教育課程に関する共通の取組を行い、かつ、教科の接続を図っている割合」

旧指標24 「中学校区で学校運営の基本方針の一部又は全部を共通で設定しているコミュニティ・スクールの割合」

- ・目標達成のため（100%）

【新規】

指標21 「中学校区で合同の学校運営協議会の開催等による連携を図っている割合」

- ・これまでの目標が達成されたとともに、すべての小中学校に学校運営協議会が設置されたため

取組16

学校種間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進

子どもたちや学校を取り巻く状況は複雑化、多様化し、学校種間、保護者、地域が一体となった教育が求められています。

本市では、小中連携・一貫教育を推進するとともに、この連携を生かして全市の中学校区または各小中学校にコミュニティ・スクールを設置しています。今後は、各組織体において地域ぐるみで子どもたちを育成しようとする意識の醸成を高めていくこと、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体化を図ること、1つの小学校から複数の中学校へ進学する校区について改善することが必要です。

そのため、学校訪問及び研修会の実施や研修資料の作成・配付を行うとともに、地域学校協働活動の所管の社会教育課との連携を図ります。また、引き続き、「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく通学区域の見直しを行います。

主な事務事業

- コミュニティ・スクールの推進
- 小中連携・一貫教育の取組の充実
- 「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく取組の推進(統合・通学区域の見直し)
(再掲)

【見直しの視点】

- ・学校種間、保護者、地域が一体となった教育
- ・地域ぐるみで子どもたちを育成しようとする意識の醸成
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体化

【新たな取組】

- ・学校訪問、研修会の実施、研修資料の作成・配付
- ・地域学校協働活動の所管の社会教育課との連携

基本施策7 学校の教育力の向上

「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」に基づき、子どもたちの豊かな学びや成長に向け、教職員が誇りや情熱、やりがいとともに、心身ともに健康で生き生きと子どもたちと向き合うことができる環境づくりを推進します。

教職員のキャリアステージに応じた研修や倫理観を高める研修などの実施により、教職生活の全体を通じて学び続ける教師を支援し、実践力や専門性などの資質・能力の向上に取り組み、学校の指導体制の充実を図ります。

指 標	平成30年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)	令和9年度 (2027年度)
指標25 1か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合	小:47.4% 中:68.3%	小:17.0% 中:28.4%	小:0% 中:0%
指標26 授業の内容がよく分かる児童生徒の割合	小:91.9% 中:88.5%	小:93.6% 中:89.4%	100%

・変更なし

取組 17

教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の長時間勤務が看過できない実態であることから、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教職員一人一人が持っている力を存分に発揮できる環境づくりが求められています。

本市では、平成31年4月から学校において客観的な方法により教職員の勤務時間の計測と記録を開始し、教職員には勤務時間を意識した働き方が浸透してきていますが、依然として時間外在校等時間の上限（1か月45時間以内）を超える者が一定程度存在しており、長時間勤務が必ずしも解消できていない実態があります。

そのため、教職員が心身ともに健康で生き生きと子どもたちと向き合うことができるよう、令和4年3月に策定した「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第2期）」に掲げる目標の実現に向け、プランに位置付けた取組を実施し、教職員の働き方改革を推進します。

主な事務事業

- 「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」に基づく取組の実施

【見直しの視点】

- ・時間外在校等時間の上限（1か月45時間以内）を超える者が一定程度存在

【新たな取組】

- ・教職員が心身ともに健康で生き生きと子どもと向き合うことを目指した「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第2期）」プランに位置付けた取組の実施

取組18

学校における指導体制の充実

学校の教育目標の実現に向け、校長のリーダーシップの下、組織的・計画的に教育活動を展開する指導体制を充実するためには、教職員の教科指導や生徒指導に関する指導力などの資質・能力の向上を図ることに加え、法令遵守や服務規律の保持などの高い規範意識が求められています。

本市では、法に定められた教員研修の実施のほか、本市の教育課題に応じた研修会を開催するなどし、教職員の資質・能力の向上に取り組んできたところですが、若手教員の指導力向上や新しい時代に求められる教育課題に対応する力を身に付けるための研修等を今後も実施する必要があります。

そのため、教科指導や生徒指導、今日的な教育課題、カリキュラム・マネジメント、学校組織マネジメント、服務規律の保持など、教育公務員としての倫理観や専門性、実践的指導力を高める研修を実施し、教職員の資質・能力の向上に取り組み、学校における指導体制の充実を図ります。

また、教育公務員特例法の改正により導入された新たな研修制度に基づき、研修履歴を活用した対話に基づく受講の奨励を推進します。

主な事務事業

- 教員の指導力向上を図る研修の充実
- 教職員の服務規律の保持

【新たな取組】

- ・教育公務員特例法の改正により導入された新たな研修制度に基づく研修履歴を活用した対話に基づく受講の奨励

V 計画の推進

第2期計画を着実に推進していくため、PDCAサイクルに基づき、毎年度、成果を客観的に検証するとともに、課題等を明らかにして翌年度以降の施策・事業等の展開に反映させていきます。

このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による「教育委員会の事務に関する点検・評価」を活用して、第三者の知見を反映させ、客観的な評価を行います。

本計画の進行管理イメージ

